

鈴鹿市上下水道局告示第 1 2 号

鈴鹿市水道分担金の取扱基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 6 日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥 美 良 雄

鈴鹿市水道分担金の取扱基準の一部を改正する告示

鈴鹿市水道分担金の取扱基準（平成 2 0 年水道局告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（用語の定義） 第 3 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（11） 略 （分担金の徴収） 第 4 条 分担金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により、次のとおり徴収する。 （1）～（3） 略 （4） 既納の分担金は、還付しない。ただし、<u>鈴鹿市臨時給水取扱要綱（平成31年上下水道局告示第 9 条）に規定する臨時給水</u>により設置した給水装置を撤去するとき、及び管理者が特に必要と認めたとき	（用語の定義） 第 3 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（11） 略 <u>（12） 臨時工事 臨時用の給水を目的として、あらかじめ撤去日を定めて、臨時的に新たな給水装置を設ける工事をいう。</u> （分担金の徴収） 第 4 条 分担金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により、次のとおり徴収する。 （1）～（3） 略 （4） 既納の分担金は、還付しない。ただし、<u>臨時工事</u>により設置した給水装置を撤去するとき、及び管理者が特に必要と認めたときは、鈴鹿市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局管理規程第14

は、鈴鹿市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局管理規程第14号）第10条の規定により、還付することができる。 （5）～（8） 略	号）第10条の規定により、還付することができる。 （5）～（8） 略
---	--

改 正 後

別表（第4条関係、第7条関係）

略

番号	事案	運用
1	<u>都市計画法第29条の開発行為に伴う宅地分譲等の場合</u>	<u>開発区域内に分担金の権利を保有しない場合、申込者に次の①②から徴収方法を選択させることができる。</u> ① <u>配水管からメーター直結止水栓までを先行して行う工事（以下「先行工事」という。）の申込みの際に開発区域内のすべての分担金を一括して徴収する。（前納）</u> ② <u>先行工事の申込みの際に徴収せずに、先行工事後の各受益地への工事申込みの際に徴収する。（後納）</u>
2	<u>同受益地の給水装置を口径変更、増設又は、減数する場合</u>	<u>受益地に有するすべての新口径に係る分担金（以下「新分担金」という。）と旧口径に係る分担金（以下「旧分担金」という。）の差額が、新分担金が多いときは差額分を徴収し、少ないときは消滅する。</u>
3	<u>各戸メーターがある貯水槽水道を設置する共同住宅等を建替える場合</u>	<u>受益地に有するすべての新分担金と旧分担金（すべての各戸メーター）の差額が、新分担金が多いときは差額分を徴収し、少ないときは消滅する。</u>

改 正 前

別表（第４条関係、第７条関係）

略

番号	事案	運用
1	<u>臨時工事により給水装置を新設する場合</u>	<u>分担金を徴収する。</u>
2	<u>臨時工事により新設した給水装置を撤去した場合</u>	<u>分担金は還付する。</u>
3	<u>都市計画法第29条の開発行為に伴う宅地分譲等の場合</u>	<u>申込者は、以下の徴収方法を選択できる。</u> <u>ただし、申込者が開発区域内に、分担金の権利を保有する場合は、新口径に係る分担金の額と旧口径に係る分担金の差額を一括して徴収する。</u> <u>① 本管取り出し工事（宅地分譲等に併せて、給水管の取出し並びにメーター直結止水栓及びメーターボックスの取付けまでを先行して行う工事をいう。）の申請時に開発区域内のすべての給水装置の分</u>

4	<u>各戸メーターがある貯水槽水道を設置する共同住宅等を撤去する際、分水栓から総括メーターまでの給水装置を残置する場合</u>	<u>旧分担金（すべての各戸メーター）の権利は保有する。</u>
5	<u>受益地を分割する場合</u>	<u>給水可能な土地側に分担金の権利を有する。</u>
6	<u>複数の受益地を統合する場合</u>	<u>すべての分担金の権利を有する。</u>

		<u>担金を一括して徴収する方法</u> <u>② 本管取り出し工事後、個々の給水装置の給水開始申込み時にそれぞれ徴収する方法</u>
4	<u>既設の給水装置を配水管の分水栓等から撤去すると同時に、同一の受益地内に別に給水装置を新設する場合（同時の申請で連続する工事のとき。）</u> <u>① 同口径のとき。</u> <u>② 増径するとき。</u> <u>③ 減径するとき。</u>	<u>① 分担金は徴収しない。</u> <u>② 増径となる分担金差額を徴収する。</u> <u>③ 減径となる分担金差額は還付しない。</u>
5	<u>既設の給水装置を配水管の分水栓等から撤去し、その後において、同一の受益地内に別に給水装置を新設する場合</u>	<u>分担金を徴収する。</u>
6	<u>既設の給水装置を配水管の分水栓等から撤去すると同時に、同一の受益地以外の場所に別に給水装置を新設する場合</u>	<u>分担金を徴収する。</u>
7	<u>既設の給水装置の設置場所が、道路等の公共用地となり、将来にわたり給水装置として使用の見込みがなく、これを撤去して別の場所に給水装置を新設する場合</u>	<u>分担金を徴収する。</u>
8	<u>同一の受益地内に既設の給水装置があり、これを残してこれとは別に増設する場合</u>	<u>増設するメーターの分担金を徴収する。</u>
9	<u>同一の受益地内に既設の給水装置が2以上あり、これを統合する場</u>	<u>新旧のメーターの分担金の額を算定し、新設分が多いときは差額分を徴収し、少ないとき</u>

	合	は還付しない。
10	貯水槽水道を設置しない共同住宅等において、1のメーターで給水していたものを廃止して、各戸ごとに分けてメーターを新設する場合	新設するメーターの分担金の合計額と既設のメーターの分担金の額とを比較して、新設分が多いときは差額分を徴収し、少ないときは還付しない。
11	貯水槽水道を設置しない共同住宅等の建物を撤去して、配水管からメーターまでの給水管を残しておく場合	既設のメーターの分担金の権利は保有する（水栓番号を残しておく。）。
12	貯水槽水道を設置する共同住宅等において、貯水槽水道の各戸検針契約を行わない場合	貯水槽へ引き込みするメーターの分担金を徴収する。
13	貯水槽水道の各戸検針契約を行っていた共同住宅等を撤去して、別の建物を建築して給水を行う場合	新設するメーターの分担金と既設の各戸メーターの分担金の合計額とを比較して、新設分が多いときは差額分を徴収し、少ないときは還付しない。
14	貯水槽水道の各戸検針契約を行っていた共同住宅等の建物を撤去して、宅地内の給水装置及びメーターは廃止するが、配水管から総括メーターまでの給水管を残しておく場合	既設の各戸メーターの分担金の権利は保有する（各戸の水栓番号を残しておく。）。
15	既に給水している受益地を分割して、分割した土地に給水を行う場合	分割した一部又は全部の土地に分担金の権利を引き継ぐ。
16	既に給水している複数の受益地を統合して、統合した土地に給水を行う場合	統合した土地に分担金の権利を引き継ぐ。
17	1の受益地に複数の給水装置があ	変更後のメーターの分担金の合計額と既設

--	--	--	--

附 則

この告示は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

	<u>り、一部又は全部のメーター口径 を変更する場合</u>	<u>のメーターの分担金の合計額とを比較して、 変更後の合計額が多いときは差額分を徴収 し、少ないときは還付しない。</u>
<u>18</u>	<u>水圧が不足する地域に給水する場 合</u>	<u>通常と同じ扱いとする。</u>
<u>19</u>	<u>共同住宅において、予定宅地内に 給水管を引き込む場合</u>	<u>申請に伴うすべての分担金を徴収する。</u>